

別表六の二（八）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第3項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に掲げる連結事業年度又は法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する措置法第68条の9第6項第3号に掲げる連結事業年度において同条第1項又は第4項の規定の適用を受ける場合に記載します。